



宮 崎 県 公 報

平成20年12月26日（金曜日）号外 第 71 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○障害者就業・生活支援センターの指定……………（障害福祉課）	1
○道路の区域の変更（9件）……………（道路保全課）	1
○道路の供用の開始（8件）……………（ “ ” ）	3
公 告	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更……………（水産政策課）	5
人事委員会規則	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	6
○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17 年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第	

8項までの規定による給料に関する規則の一部 を改正する規則……………	6
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規 則の一部を改正する規則……………	7
○期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する 規則の一部を改正する規則……………	8
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を 改正する規則……………	8
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規 則……………	16
教育委員会規則	
○県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一 部を改正する規則の一部を改正する規則……………	17

告 示

宮崎県告示第 966号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第 33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	住 所	事務所の所在地	当該指定に係る地域	指 定 年 月 日
社会福祉法人高和会 （のべおか障害者就業・生活支援センター）	宮崎県延岡市北方町角田字川平丑1369番地35	宮崎県延岡市恒富町4丁目66番	宮崎県北部圏域 日向入郷圏域	平成20年4月1日
社会福祉法人燦燦会 （こばやし障害者就業・生活支援センター）	宮崎県小林市大字堤2950番地	宮崎県小林市本町32番地	西諸県圏域 都城北諸県圏域	平成20年4月1日

宮崎県告示第 967号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年1月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日之影町大字七折字平底12238番3地先から同郡同町同大字同字 122 19番3地先まで	旧	14.2 ～ 62.4	160.0
				新	14.2 ～ 31.6	

宮崎県告示第 968号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年1月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門川町大字川内字前平38	旧	10.2 ～ 10.4	9.7

			33番4地先 から同郡同 町同大字同 字3833番4 地先まで	新	12.2 ~ 14.4	9.7
--	--	--	---	---	----------------	-----

宮崎県告示第 969号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷区 入下字落水 1318番 3 地 先から同郡 同町同区入 下同字1318 番 3 地先ま で	旧	20.6 ~ 32.2	16.2
				新	20.6 ~ 33.0	16.2

宮崎県告示第 970号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字境 ヶ谷1981番 2 地先から 西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番 2 地先まで	旧	7.5 ~ 15.6	98.0
				新	7.5 ~ 15.6	98.0
					10.0 ~ 23.9	111.6

宮崎県告示第 971号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字立 野7027番 1 地先から同 市同大字字 山仁田7274 番 1 地先ま で	旧	12.5 ~ 17.0	76.7
				新	20.5 ~ 29.5	76.7

宮崎県告示第 972号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字橋 野谷7540番 1 地先から 同郡同町同 区宇納間同 字7540番 1 地先まで	旧	29.6 ~ 34.5	19.2
				新	33.2 ~ 40.4	19.2

宮崎県告示第 973号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字天神 免 141番 3	旧	11.4 ~ 11.8	48.0

			地先から同 市同大字同 字 141番 1 地先まで	新	14.0 ~ 14.6	48.0
--	--	--	------------------------------------	---	----------------	------

宮崎県告示第 974号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字別府 代 503番 1 地先から同 市同大字字 天神免 329 番地先まで	旧	7.4 ~ 14.6	128.5
				新	11.0 ~ 18.0	128.5

宮崎県告示第 975号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字中 河原7181番 2 地先から 同市同大字 字下菰田 1 0443番 1 地 先まで	旧	12.6 ~ 19.4	435.0
				新	12.6 ~ 19.4	435.0

宮崎県告示第 976号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字前平38 33番 4 地先 から同郡同 町同大字同 字3833番 4 地先まで	平成20年12月26日

宮崎県告示第 977号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷区 入下字落水 1318番 3 地 先から同郡 同町同区入 下同字1318 番 3 地先ま で	平成20年12月26日

宮崎県告示第 978号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字境 ヶ谷1981番 2 地先から 西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟	平成20年12月26日

		田4573番 2 地先まで	
--	--	------------------	--

宮崎県告示第 979号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	小林市大字 南西方字立 野7027番 1 地先から同 市同大字字 山仁田7274 番 1 地先ま で	平成20年12月26日

宮崎県告示第 980号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字橋 野谷7540番 1 地先から 同郡同町同 区宇納間同 字7540番 1 地先まで	平成20年12月26日

宮崎県告示第 981号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字天神 免 141番 3 地先から同 市同大字同 字 141番 1 地先まで	平成20年12月26日

宮崎県告示第 982号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字別府 代 503番 1 地先から同 市同大字字 天神免 329 番地先まで	平成20年12月26日

宮崎県告示第 983号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年12月26日から平成21年 1 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字中 河原7181番 2 地先から 同市同大字 字下菰田 1 0443番 1 地 先まで	平成20年12月26日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成20年12月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第12位、生産額で全国第10位（平成18年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるもの多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

- (4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。

- (5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

- (6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）

の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- (7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成20年		平成21年	
	まさば及びごまさば	まいわし	まさば	まいわし
	13,000トン	若干	トン	若干
	6,000トン		5,000トン	

- (注) 平成20年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成20年7月から平成21年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成20年1月から平成20年12月までである。平成21年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成21年7月から平成22年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成21年1月から平成21年12月までである。なお、平成21年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	
	平成20年	平成21年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	12,830トン	トン
	若干	若干
	5,328トン	4,119トン

- (注) 平成20年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成20年7月から平成21年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成20年1月から平成20年12月までである。平成21年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成21年7月から平成22年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成21年1月から平成21年12月までである。なお、平成21年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさば網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業については、漁業者によ

る自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさば網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第27号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事交流等職員の範囲)</p> <p>第13条の2 給与条例第5条の9第4項に規定する人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫</u></p> <p>(2) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの</u></p>	<p>(人事交流等職員の範囲)</p> <p>第13条の2 給与条例第5条の9第4項に規定する人事委員会規則で定める法人は、<u>沖繩振興開発金融公庫のほか</u>、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの</u></p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部改正)
- 特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）第13条の2各号に掲げる法人とする。</p>	<p>第3条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）第13条の2に規定する法人とする。</p>

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第28号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 人事交流等職員 施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 人事交流等職員 施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第29号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第4条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第3条の2の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則第2条第3項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第4条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第3条の2の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては</p>

<p>その額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫</u>に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額</p>	<p>その額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第30号

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(不服申立ての教示)</p> <p>第 7 条の 7 給与条例第 8 条の 3 第 5 項（給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、知事に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間並びに県を被告として取消訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第 9 条第 1 項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。</p>	<p>(不服申立ての教示)</p> <p>第 7 条の 7 給与条例第 8 条の 3 第 5 項（給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、知事（<u>当該一時差止処分を受けるべき者が職員の場合にあっては人事委員会</u>）に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間並びに県を被告として取消訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第 9 条第 1 項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第31号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者 (第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	3,900	4,200	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	11,700	15,900
	39	5,800	6,600	11,700	15,900
	40	5,800	6,600	11,700	15,900
	41	6,100	7,100	11,900	15,900
	42	6,100	7,100	11,900	
	43	6,100	7,100	11,900	
	44	6,100	7,100	11,900	

再任
用職
員以
外の
職員

45	6,300	7,400	12,200	
46	6,300	7,400	12,200	
47	6,300	7,400	12,200	
48	6,300	7,400	12,200	
49	6,600	7,700	12,600	
50	6,600	7,700	12,600	
51	6,600	7,700	12,600	
52	6,600	7,700	12,600	
53	6,800	8,300	12,900	
54	6,800	8,300	12,900	
55	6,800	8,300	12,900	
56	6,800	8,300	12,900	
57	7,000	8,600	13,200	
58	7,000	8,600	13,200	
59	7,000	8,600	13,200	
60	7,000	8,600	13,200	
61	7,200	8,900	13,500	
62	7,200	8,900	13,500	
63	7,200	8,900	13,500	
64	7,200	8,900	13,500	
65	7,400	9,600	13,700	
66	7,400	9,600	13,700	
67	7,400	9,600	13,700	
68	7,400	9,600	13,700	
69	7,700	9,900	14,000	
70	7,700	9,900	14,000	
71	7,700	9,900	14,000	
72	7,700	9,900	14,000	
73	7,900	10,200	14,200	
74	7,900	10,200	14,200	
75	7,900	10,200	14,200	
76	7,900	10,200	14,200	
77	8,100	10,500	14,400	
78	8,100	10,500	14,400	
79	8,100	10,500	14,400	
80	8,100	10,500	14,400	
81	8,200	10,800	14,600	
82	8,200	10,800	14,600	
83	8,200	10,800	14,600	
84	8,200	10,800	14,600	
85	8,400	11,100	14,800	
86	8,400	11,100	14,800	
87	8,400	11,100	14,800	
88	8,400	11,100	14,800	
89	8,500	11,400	14,900	
90	8,500	11,400	14,900	
91	8,500	11,400	14,900	
92	8,500	11,400	14,900	

93	8,700	11,600	15,100	
94	8,700	11,600		
95	8,700	11,600		
96	8,700	11,600		
97	8,800	11,800		
98	8,800	11,800		
99	8,800	11,800		
100	8,800	11,800		
101	9,000	12,200		
102	9,000	12,200		
103	9,000	12,200		
104	9,000	12,200		
105	9,100	12,400		
106	9,100	12,400		
107	9,100	12,400		
108	9,100	12,400		
109	9,200	12,600		
110	9,200	12,600		
111	9,200	12,600		
112	9,200	12,600		
113	9,200	12,900		
114	9,200	12,900		
115	9,200	12,900		
116	9,200	12,900		
117	9,400	13,100		
118	9,400	13,100		
119	9,400	13,100		
120	9,400	13,100		
121	9,500	13,300		
122	9,500	13,300		
123	9,500	13,300		
124	9,500	13,300		
125	9,600	13,400		
126		13,400		
127		13,400		
128		13,400		
129		13,600		
130		13,600		
131		13,600		
132		13,600		
133		13,700		
134		13,700		
135		13,700		
136		13,700		
137		13,900		
138		13,900		
139		13,900		
140		13,900		

	141		14,000		
	142		14,000		
	143		14,000		
	144		14,000		
	145		14,100		
	146		14,100		
	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
	150		14,100		
	151		14,100		
	152		14,100		
	153		14,100		
再 任 用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第 2 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	12,900	
	39	5,800	7,700	12,900	
	40	5,800	7,700	12,900	
	41	6,100	8,300	13,200	
	42	6,100	8,300	13,200	
	43	6,100	8,300	13,200	
	44	6,100	8,300	13,200	

再任
用職
員以
外の
職員

45	6,300	8,600	13,500	
46	6,300	8,600	13,500	
47	6,300	8,600	13,500	
48	6,300	8,600	13,500	
49	6,600	8,900	13,700	
50	6,600	8,900	13,700	
51	6,600	8,900	13,700	
52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000	
54	6,800	9,600	14,000	
55	6,800	9,600	14,000	
56	6,800	9,600	14,000	
57	7,000	9,900	14,200	
58	7,000	9,900	14,200	
59	7,000	9,900	14,200	
60	7,000	9,900	14,200	
61	7,200	10,200	14,400	
62	7,200	10,200	14,400	
63	7,200	10,200	14,400	
64	7,200	10,200	14,400	
65	7,400	10,500	14,600	
66	7,400	10,500	14,600	
67	7,400	10,500	14,600	
68	7,400	10,500	14,600	
69	7,700	10,800	14,800	
70	7,700	10,800	14,800	
71	7,700	10,800	14,800	
72	7,700	10,800	14,800	
73	7,900	11,100	14,900	
74	7,900	11,100	14,900	
75	7,900	11,100	14,900	
76	7,900	11,100	14,900	
77	8,100	11,400	15,100	
78	8,100	11,400		
79	8,100	11,400		
80	8,100	11,400		
81	8,200	11,600		
82	8,200	11,600		
83	8,200	11,600		
84	8,200	11,600		
85	8,400	11,800		
86	8,400	11,800		
87	8,400	11,800		
88	8,400	11,800		
89	8,500	12,200		
90	8,500	12,200		
91	8,500	12,200		
92	8,500	12,200		

93	8,700	12,400		
94	8,700	12,400		
95	8,700	12,400		
96	8,700	12,400		
97	8,800	12,600		
98	8,800	12,600		
99	8,800	12,600		
100	8,800	12,600		
101	9,000	12,900		
102	9,000	12,900		
103	9,000	12,900		
104	9,000	12,900		
105	9,100	13,100		
106	9,100	13,100		
107	9,100	13,100		
108	9,100	13,100		
109	9,200	13,300		
110	9,200	13,300		
111	9,200	13,300		
112	9,200	13,300		
113	9,200	13,400		
114	9,200	13,400		
115	9,200	13,400		
116	9,200	13,400		
117	9,400	13,600		
118	9,400	13,600		
119	9,400	13,600		
120	9,400	13,600		
121	9,500	13,700		
122	9,500	13,700		
123	9,500	13,700		
124	9,500	13,700		
125	9,600	13,900		
126	9,600	13,900		
127	9,600	13,900		
128	9,600	13,900		
129	9,700	14,000		
130	9,700	14,000		
131	9,700	14,000		
132	9,700	14,000		
133	9,800	14,100		
134	9,800	14,100		
135	9,800	14,100		
136	9,800	14,100		
137	9,900	14,100		
138	9,900			
139	9,900			
140	9,900			

141	9,900			
142	9,900			
143	9,900			
144	9,900			
145	10,100			
146	10,100			
147	10,100			
148	10,100			
149	10,200			
150	10,200			
151	10,200			
152	10,200			
153	10,300			
154	10,300			
155	10,300			
156	10,300			
157	10,300			
158	10,300			
159	10,300			
160	10,300			
161	10,300			
162	10,300			
163	10,300			
164	10,300			
165	10,300			
166	10,300			
167	10,300			
168	10,300			
169	10,300			
170	10,300			
171	10,300			
172	10,300			
173	10,300			
再任職員	6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第32号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第	2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第

4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに8時間を乗じて得た時間とする。

4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに8時間を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあっては8時間に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては8時間に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

教育委員会規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第14号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則（平成20年宮崎県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「南那珂地区総合制専門高等学校（仮称）」を「日南振徳高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。